

「八尾市立幼稚園のあり方について」

～効率的・効果的運営と教育内容の充実～

(答 申)

平成22年7月

八尾市幼稚園審議会

目 次

はじめに	1
第1章 八尾市立幼稚園の現状について	2
1 市立幼稚園の設立経過	2
2 幼児数・園児数・学級数	2
（1）幼児数	2
（2）園児数	2
（3）学級数	2
3 子どもを取り巻く環境の変化	3
4 保護者ニーズの変化	3
5 市立幼稚園にかかる運営経費	3
6 保育料等と減免制度	3
（1）保育料等	3
（2）減免制度	4
第2章 八尾市立幼稚園の課題について	5
1 集団や園児数の課題について(審議内容①)	5
（1）幼稚園における集団での教育の必要性	5
（2）市立幼稚園の園児数	5
（3）望ましい園児数・学級数	6
2 私立幼稚園、公私立保育所、小・中学校との連携について(審議内容②)	8
（1）現状と課題及び連携の必要性	8
（2）今後の連携に向けて	8
3 保護者や地域との連携について(審議内容③)	9
（1）現状と課題及び連携の必要性	9
（2）今後の連携に向けて	10
第3章 八尾市立幼稚園のあり方について	11
1 効率的・効果的な運営についての方策	11
（1）望ましい幼稚園規模を維持するための方策	11
（2）保育料等と減免制度の見直し	12
2 教育内容の充実についての方策	13
（1）私立幼稚園、公私立保育所、小・中学校との連携について	13
（2）保護者や地域との連携について	13
（3）3歳児保育	14
（4）子育て支援機能の強化	14
おわりに	15
資料	
八尾市幼稚園審議会規則	資-1
諮問書(写)	資-3
審議事項	資-4
八尾市幼稚園審議会委員名簿	資-5
八尾市幼稚園審議会検討経過	資-6
幼児数、園児数、学級数の推移表	資-7
園別園児数・学級数の推移表	資-8
関係法令等	資-9
用語解説	資-13

はじめに

幼児期の教育は、子どもが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培ううえで極めて重要なものである。その役割を担う幼稚園をはじめとする教育・保育施設は、家庭や地域社会と一体になって、一人ひとりの人格の育成を援助し、未来の社会の担い手を育成するという重大な使命を負っている。

国においては、平成19年の学校教育法の改正で、幼稚園の目的・目標の見直しや、同法における学校種の規定順において幼稚園を小学校の前に規定するなど、小学校以降の義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児教育及び幼稚園教育の重要性が法的にも明確に示された。

大阪府においても、平成22年の幼児教育推進指針の改定において、幼児教育を「幼児期の子どもの教育を担う機関をはじめ、家庭や地域における幼児期の子どもに対して行われる教育」としてとらえ、幼稚園・保育所等の機能の充実と家庭や地域の教育力の向上を図るため、幼児教育の主たる担い手である市町村での地域の実情に応じた取組みの推進が必要であるとしている。

八尾市においては、幼稚園教育への様々な提言を受けながら、健やかな子どもの成長をめざし、各幼稚園がそれぞれの特色を活かした教育活動を実践している。しかし近年、親の子育てに対する価値観の多様化や連帯意識の希薄化による保護者の子育て不安の増加、少子化の影響による就園児の減少や、就労形態の多様化による保育所ニーズの増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、幼稚園教育に求められる役割も変化してきている。

八尾市立幼稚園においては、少子化にともなう園児数の減少により、学級数が減少し、各年齢で単学級の園が増えるなど、幼稚園の小規模化が進み、幼稚園における集団での教育的側面において、望ましい教育環境の確保が困難になってきている。

このような状況の中、本審議会は、八尾市教育委員会より、八尾市立幼稚園の振興に資するため、諮問事項として「八尾市立幼稚園のあり方について～効率的・効果的運営と教育内容の充実～」、また、審議の内容として「①集団や園児数の課題について」「②私立幼稚園、公私立保育所、小・中学校との連携について」「③保護者や地域との連携について」の3点にわたる諮問を受けた。

本審議会では、八尾市立幼稚園における諸課題を整理・検証しながら、諮問事項に係る3点の審議内容について、活発に議論・検討を行い、ここに各委員からの様々な意見を集約し、提言として答申を行うものである。

第1章 八尾市立幼稚園の現状について

1 市立幼稚園の設立経過

大正14年7月1日、「幼児に善良なる習慣を会得させるため、家庭教育を補助し、尋常小学校に入る基礎を創ること」を目的に、大阪府中河内郡八尾町立八尾幼稚園（現在の八尾市立八尾幼稚園）が八尾市における最初の公立幼稚園として創立された。その後、園児数の増加により順次幼稚園が開園し24園となったが、少子化により平成8年に5園を統廃合し、現在は19園となっている。

この19の園数は、東大阪市と同じである。また、八尾市より人口の多い堺市、豊中市、吹田市や人口が同規模の茨木市よりも園数が多い。

2 幼児数・園児数・学級数（平成26年度は予測値）

(1) 幼児数

（単位 人）

	平成8年度	平成13年度	平成18年度	平成22年度	平成26年度
5歳児	2, 662	2, 768	2, 709	2, 483	2, 316
4歳児	2, 684	2, 808	2, 695	2, 335	2, 216
合計	5, 346	5, 576	5, 404	4, 818	4, 532

八尾市における、市立幼稚園の入園対象となる幼児数（5歳児、4歳児）は、減少傾向にある。

(2) 園児数

（単位 人）

	平成8年度	平成13年度	平成18年度	平成22年度	平成26年度
5歳児	915	1, 003	913	820	680
4歳児	845	880	859	654	620
合計	1, 760	1, 883	1, 772	1, 474	1, 300
就園率	32. 9%	33. 8%	32. 8%	30. 6%	28. 7%

市立幼稚園の園児数の推移についても減少傾向が続いており、就園率は平成26年度には30%を割ることが予測される。（就園率：園児数合計÷幼児数合計。平成26年度の予測値：4歳児数は平成26年度の予測幼児数に平成22年度の就園率を乗じ、四捨五入したもの。5歳児数は、前年度の4歳児数に進級時増加予測数（各園2名）を加えたもの。）

(3) 学級数

（単位 学級）

	平成8年度	平成13年度	平成18年度	平成22年度	平成26年度
5歳児	33	39	37	36	28
4歳児	31	34	34	29	26
合計	64	73	71	65	54

このように、少子化の進行にともない、市立幼稚園の園児数は減少の一途をたどり、学級数の減少だけでなく、小規模の園が増えてきている。

3 子どもを取り巻く環境の変化

情報化や国際化など社会の変化により家庭の価値観や生活様式が多様化している一方で、都市化による地域コミュニティの希薄化、核家族化による大人同士、大人と子ども、子ども同士の人間関係の希薄化が進み、子どもが、身近な周囲の環境での直接体験を通して「生きる力」を学ぶ機会が激減している。このような社会状況の中で、家庭教育や地域教育における幼稚園の役割が大きくなっている。

また、過去の各種提言等において、公私立・幼稚園・保育所の違いを越えた交流を実現すべき等、関係機関との連携について示され、幼稚園と保育所間の園児交流や幼稚園と小学校との連携を行っているが、それぞれの機関の専門性を越えた連携は進んでいない。

このような中で、幼稚園教育要領（※1）の改訂や保育所保育指針（※2）の改定が行われ、小学校へのスムーズな接続に向けての連携について新たに明記されるなど、相互の連携が求められている。

4 保護者ニーズの変化

核家族化が進展するとともに、近年の厳しい経済不況の影響等を受け、共働き世帯が増えるなど、就労形態の多様化が進んだ結果、保育所への入所を希望する保護者が増加している。このことは、市立幼稚園の園児数減少の大きな要因の一つといえる。

5 市立幼稚園にかかる運営経費

八尾市立幼稚園にかかる経費をみると、平成19年度決算では、消費的支出合計（※3）が約14.5億円かかっており、そのうち人件費が約13.8億円（約95%）を占めている。また、園児一人あたりの消費的支出合計では、約83万円となり、府内の公立幼稚園の平均（町村は除く）約66万円を上回っている。

6 保育料等と減免制度

（1）保育料等

八尾市立幼稚園の保育料は、年額93,500円であり、平成7年度に改定されて以来、現在まで14年間据え置かれている。府内各市の平均（4歳児：103,945円、5歳児：103,213円）と比較しても、約1万円低く、順位でも33市中25番目となっており、府内では低い保育料である。

また、3,000円の入園料についても、昭和53年に改定されて以来、現在まで31年間据え置かれている。

さらに、私立幼稚園の保育料等(入園料+保育料)と比較すると、市立の96,500円に対し、私立は270,071円(八尾市内7園の平均)であり、その差は173,571円で、2.8倍の格差である。

市立幼稚園の保育料減免額や私立幼稚園就園奨励費補助金(※4)及び私立幼稚園就園助成費補助金(※5)の平均額を差し引いた実質負担額について比較しても、市立の86,883円に対し、私立は190,385円であり、その差は103,502円で、約2.2倍の格差である。

(2) 減免制度

八尾市立幼稚園の減免制度については、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯のすべてに対して全額免除としている。府内の多くの市は、国の補助金(公立幼稚園の幼稚園就園奨励費に係る国庫補助限度額)と同等額、もしくは、それを上回る金額を一部減免しているが、本市のように全額免除を行っている市は府内でも3市のみであり、府内各市と比較すると、均衡を逸している減免制度である。

なお、平成21年度の減免総額は、17,280,500円であり、府内で最も多い額である。

第2章 八尾市立幼稚園の課題について

1 集団や園児数の課題について（審議内容①）

園児数の減少により、1園あたりの規模が小さくなる中で、幼稚園における集団での教育の必要性、望ましい集団の人数や学級数について、教育的な側面や効率的な運営の観点から検討を行った。

（1）幼稚園における集団での教育の必要性

幼稚園児が家庭という小さな集団から出て初めて過ごす場所が幼稚園である。幼稚園教育において、同年齢や異年齢での集団の中で、グループや学級の友だちと共通の目標を持って、様々な遊びに取り組み、気持ちを出し合い、共に協力して目標を実現していく体験を重ねることが重要である。

集団活動において他者と関わることによって、互いに切磋琢磨し、遊びや体験を通して様々なことを学ぶことで、人間関係を豊かにし、自発性や協同性を育てることができる。また、多くの友だちと関わることで、自分の力を発揮し、気持ちをコントロールしながら個性を伸ばしていくものである。

さらに、集団の中で自分の可能性を見つけそれを発揮できることは、卒園後の小学校教育での学び方の基礎となる大切なことである。

このように幼稚園で経験する集団活動は重要であり、幼稚園における学級の人数や学級数等の集団の大きさは、園児に与える影響が非常に大きいものである。

（2）市立幼稚園の園児数

八尾市においては、近年の幼児数の減少にともない、園児数が減少している。さらに今後も減少傾向が一層顕著になり、4歳・5歳の各年齢で、単学級になる園が増加することが予測される。

園児数が少ないことは、園児一人ひとりに教員の目が行き届き、きめ細やかな指導ができるというプラスの面がある。

一方では、同じ年齢の集団での遊びや人間関係が固定化し、切磋琢磨する機会が減少するなど、課題も生じている。

このことは、いろいろな友だちと刺激し合いながら仲良く過ごすために互いの考えを理解し合うことなど、仲間とのトラブルの調整のしかたや解決方法を身につけるといった社会性や協調性の発達には好ましくない状況といえる。

さらに、小規模の市立幼稚園は、行事の実施などにおいて課題が生じることがあり、教職員の配置が少ない場合は、教職員相互の学びの機会も少なくなり、研修等にも参加しにくい状況になることがある。

また、施設面では、学級数の減少により、保育に常時使用していない保育室も増えている状況がある。

このように、園児数の少ない園が増えていることは、集団での教育的側面か

ら効果的でなく、職員配置や施設の維持管理に必要となる経費面においても非効率な運営となっている。

八尾市の幼児数の推移からも、この状況が好転することは考えられないことから、市立幼稚園のあり方についての方策を検討する必要がある。

(3) 望ましい園児数・学級数

今後も園児数は減少し続けることが予測される。幼稚園における集団での教育効果の視点から、学級の人数や学級数は、どの程度が望ましいのか、また、園の規模や市内での幼稚園の配置等は、どうあるべきかについて、保育所ニーズが増えている現状も踏まえて検討を行った。

① 1学級の人数について

望ましい1学級の人数については、次のような意見があった。

- ・八尾市の1学級の定員(上限)は、国の幼稚園設置基準に基づき35人としている。
- ・人数が少ないと、教員が関わりすぎる場合があり、子どもの自主性がなくなる。また、園の行事運営を考えると1学級25人から30人が望ましい。
- ・子ども同士で遊びやルールを作り出すことや、競い合ったり励ましあったりするためには、1学級25人程度の集団は必要である。
- ・幼稚園において、子ども同士が切磋琢磨できるためには、1学級で最低で20人、最高で35人が必要である。
- ・数人ずつのグループで遊んでいる様子を見ると、最低で20人から25人が望ましい。
- ・遊びや保育活動において、5人程度の小グループが4から6あることが望ましいと考えると、1学級20人から30人が必要である。
- ・小学校との連携・接続を考慮すると、幼稚園の集団の中で自発性や協同性などの力をつける必要があり、1学級20人から35人が望ましい。

これらの意見を総括すると、園児の集団活動やグループ単位での遊びを教育的側面から考慮すれば、園児がいきいきと幼稚園生活を送ることができる1学級の人数は、20人から35人が望ましい。

② 1園の学級数について

望ましい学級数については、次のような意見があった。

- ・発表会等で他の学級の発表内容を見ることで、子どもだけでなく教員も勉強できるので、各年齢で最低2学級は必要である。
- ・学級ごとに競い合ったり、大勢で一緒に取り組んだりすることも大切

であるので、多様な遊びや体験ができる環境の確保という観点からも複数学級あるほうが望ましい。

- ・幼稚園の2年間で学級替えをして、環境を変えることが、子どもの大きな成長につながるので、複数学級が必要である。
- ・各年齢で複数学級より単学級では活気がないので、複数学級あるほうが望ましい。
- ・複数学級のほうが、子どもや先生も協力し合ったり、競い合ったりできる。また、いろいろな行事も活気がある。
- ・運動会等の行事において、集団間の競争意識を発揮するためには、各年齢で複数学級あることが望ましい。

これらの意見を総括すると、多くの友だちと一緒に取り組むことや、互いの良さを認め合い、刺激し合うことで成長できる教育環境が重要である。そのため、園児に望ましい集団生活を確保し、学級替えにより環境を変えることができるように、各年齢で複数学級あることが望ましい。

③幼稚園規模等について

望ましい幼稚園規模等については、次のような意見があった。

- ・保護者の就労形態などに応じて、自由に幼稚園を選択できるように園区の制度を見直す必要がある。
- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持った、教育・保育の実施園をモデル的に作る形で統廃合する方法の検討が必要である。
- ・多少人口が増加しても、影響を受けない規模の公立幼稚園が必要である。そのためには、たとえば東西南北のブロックで、大きな拠点整備を行うべきである。
- ・親子での徒歩通園は市立幼稚園の良さであるものの、再編等により通園距離が遠くなった場合、保護者は負担に感じることもある。しかし、子どもにとって何が大事であるかを考えれば、子どもが少人数の中で生活をするよりは、望ましい集団規模の人数の中で育つことのほうが大事である。

これらの意見を総括すると、園区を見直すとともに、少なくとも、各年齢で複数学級が確保・維持できる大きさの幼稚園に統廃合や再編をすることが望ましい。あわせて幼保一元化施設（※6）についても検討する必要がある。

2 私立幼稚園、公私立保育所、小・中学校との連携について（審議内容②）

幼児教育と小学校教育では、教育内容や指導方法が異なっているものの、子どもの発達や学びは連続しており、それぞれが円滑に接続されていることが望ましい。しかし、いわゆる「小1プロブレム」(※7)に象徴されるように、小学校入学後の生活の変化に対応することが難しい子どもがいることから、学級での授業や活動がうまく機能しない状況もあり、関係機関との連携が求められている。

このようなことから、今後、どのような取組みや連携が必要なのか、また、互いの教育内容や保育内容がレベルアップできるような連携の方策について検討を行った。

(1) 現状と課題及び連携の必要性

市立幼稚園においては、小・中学校とは、体験入学や日常的な交流など多くの活動が行われている。しかし、私立幼稚園や公私立保育所との連携や、それらの施設を含めた幼・保・小・中の連携については、地域によって違いはあるものの、その必要性を感じながらも進んでいない状況である。

国においては、平成21年4月に幼児期の教育を担う幼稚園教育の基準である幼稚園教育要領が改訂され、新たに小学校との連携の推進に関する内容が盛り込まれた。また、保育所保育指針や小学校学習指導要領(※8)においても、相互の連携について新たに明記された。

文部科学省と厚生労働省の報告書においても、子ども一人ひとりが小学校入学後の生活の変化に対応し、義務教育及びその後の教育において実り多い生活や学習を展開できるよう、幼稚園や保育所などと小学校が相互に教育内容を理解したり、指導方法の工夫改善を図ったりすることが必要であるとしている。また、広い視野に立って幼児・児童に対する一貫性のある教育を相互に協力・連携して行うことなども必要であると示されている。

このことから、幼児教育と小学校教育との円滑な接続のためには、幼稚園、保育所を問わず、幼児期の教育を担う施設として小学校と連携していくことが必要であり、さらには、小学校教育と中学校教育との接続も視野に入れ、中学校も含めた連携も必要となっている。

(2) 今後の連携に向けて

私立幼稚園、公私立保育所、小・中学校との連携については、次のような意見があった。

- ・幼稚園と保育所に関しては、年に2回程度交流しており、異なる環境で過ごすことは、子どもにとっていい刺激になることから、より連携が必要である。
- ・八尾市の子どもを育てるという大きな観点から見れば、幼保、公私の区別なく交流していくことが大切である。また、将来の子どもの成長を考える

と、「青年期を見通した保育」をするためには小学校や中学校との交流も必要である。

- ・幼稚園や保育所で取り組んでいる活動内容や課題などについて、小学校との連携を深めることが必要である。
- ・連携するためのシステムが必要になる。教育委員会が行政として各機関とコーディネートして進めていくべきである。
- ・幼・小の連携を維持しながら深めるには、幼稚園長と小学校長との十分な理解と協力が必要である。
- ・子ども同士の交流も必要であるが、教員や保育士がそれぞれの教育・保育現場やその内容を知ることが大切であるため、合同研修や職場体験などの職員同士の交流が必要である。

これらの意見を総括すると、幼児教育と学校教育の円滑な接続のためには、公私立ともに幼稚園と保育所、幼稚園と小・中学校、保育所と小・中学校において、子どもだけでなく職員間の多様な連携が必要である。そのためには、各機関に携わる者が連携の必要性を強く認識し、連携しやすい体制を構築することが求められている。

3 保護者や地域との連携について（審議内容③）

近年、子どもの育ちが変化し、「基本的な生活習慣が身につけていない」、「自制心や規範意識が十分に育っていない」、「コミュニケーション能力が不足している」などの課題が指摘されている。幼稚園において園児一人ひとりの発達を促すには、保護者や地域と幼稚園が連携して教育を行うことが重要になっている。このような状況において、園児が充実した幼稚園生活を送れるよう、今後の連携のあり方について検討を行った。

（1）現状と課題及び連携の必要性

市立幼稚園においては、保護者との信頼関係を深め、保護者とともに園児の成長の喜びを共有し、園児が充実した幼稚園生活を送れるようにする必要がある。そのために家庭生活との連続性を大切にするとともに、PTA活動や保護者のサークル活動を通して、保護者との連携を図っている。

しかし、幼稚園との連携が難しい家庭もあり、保護者と幼稚園とが少しずつ連携できるように働きかけることが必要になっている。

また、園児が人と関わる力を育てるためには、幼稚園での友だちや教員との関わりだけでなく、地域の人々と関わる経験を持つことも大切である。そのために市立幼稚園では、日常の保育の中で、高齢者をはじめ地域の人々と実際に交流し、触れ合うことを目的として地域の行事に参加したり、地域の人々を幼稚園の行事に招いたりするなどの取組みが行われている。

今後も、地域の資源を活用しながら、さらに地域との連携を深め、幼児教育の充実を図っていくことが重要である。

また、幼稚園教育要領では、家族を大切にすることが育つようにすること、基本的な生活習慣が身につけられるようにすること、幼児期の教育に関する保護者の理解がより深まるようにすることなど、幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実が示されている。

(2) 今後の連携に向けて

保護者や地域との連携については、次のような意見があった。

- ・保護者が子どもとの関わりを持ち、子育ての楽しさを知るために、保育を参観するだけでなく、保育に参加する機会を設けることが必要である。
- ・様々な工夫を行いながら、他の年齢や学級の保護者同士が交流することが必要である。
- ・子育ての悩みを一人で抱え込んでしまう保護者に対して、子育ての相談をしやすいような連携が必要である。
- ・過去に市立幼稚園が廃園になった地域でも、地域のすべての子どものために様々な交流活動を行っている。地域内の施設の有無に関係なく幅広い取組みが必要である。
- ・「ふれあい祭り」など地域の人々が行事を行う際には、幼稚園の子どもを招くようにしている。また、登園時には、PTA役員や地域の高齢者が子どもに事故がないように見守っており、日頃から協力体制の維持に努める必要がある。
- ・地域の子どもは地域で育てるということを、地域の人々が認識してきている。
- ・子どもが集団で遊ぶ場所がなくなってきているので、地域や学校園が、遊べる場所や機会を確保する必要がある。

これらの意見を総括すると、保護者との連携については、園児が健やかに成長するためには、まず保護者が子育ての楽しさを知る取組みが必要である。また、子育てに悩んでいる保護者が気軽に相談できるように、様々な工夫を行いながら幼稚園と保護者や、保護者同士が交流することが必要である。

地域との連携については、園児が幼稚園だけでなく地域の人々と関わり、様々な体験ができるように、園の行事などに地域の資源を積極的に活用する必要がある。

一方、地域では、各種の交流活動を行っていることから、市立幼稚園が一員として積極的に参加・参画することで、地域とより緊密な連携を図る必要がある。

第3章 八尾市立幼稚園のあり方について

3点の審議内容について検討した結果、今後の八尾市立幼稚園のあり方について、次のとおり提言する。

1 効率的・効果的な運営についての方策

少子化の進行により、全体的に1園あたりの園児数が減少している中、地域によっては、園児数が極端に少ない園が増えてきている。集団での教育の効果や必要性については、第2章でも示しているが、園児数の少ない園では、集団での教育について課題が生じている。

また、第1章に示しているとおり、八尾市の人口規模からすれば、19という園数は多く、運営経費も約12億円かかっている。さらに、園児数の少ない園が増えていることは、集団での教育的側面から効果的でなく、職員配置や施設の維持管理に必要となる経費面においても非効率な運営となっている。

市立幼稚園にかかる経費は、国や府からの補助金はほとんどなく、市の予算で賄っている。教育にかける予算を有効に活用するとともに、集団での教育効果を最大限発揮し、通園する子どもの教育環境をさらに充実するために、効率的・効果的な運営についての方策が求められる。

(1) 望ましい幼稚園規模を維持するための方策

①統廃合や再編の必要性について

これまで議論してきた集団教育の重要性を踏まえ、今後さらに進む市立幼稚園の園児数の減少に対応し、望ましい幼稚園規模を維持するためには、現在19園ある市立幼稚園について、一定の統廃合をするなどの方策が必要である。

統廃合や再編を進めるにあたっては、下記のとおり短期的な対応と、中・長期的な対応とで進めることが必要である。

(ア) 短期的な対応

望ましい園児数や学級数が維持・継続できない園の中でも、より園児数の減少が顕著な園については、集団教育の重要性の観点から、休園や廃園の措置が必要である。

(イ) 中・長期的な対応

統廃合した園が、さらに小規模化し、再度統廃合することにならないよう、また、幼児数の変動にも対応できるよう、一定規模の幼稚園に統廃合や再編することが必要である。

また、統廃合や再編を行う場合は、幼児教育センター（※9）的な機能を持たせたり、幼稚園と保育所の機能を併せ持った一元化施設にしたりするなど、将来的なビジョンを示しながら進める必要がある。

②統廃合や再編を進めるにあたっての留意点について

統廃合や再編を進めるにあたっては、各委員より出された下記の意見に留意して行う必要がある。

(ア) 園区について

保護者の希望や家庭事情等により、園区外の就園を認めるなど園区を弾力的に運用することが必要である。さらに、園区を無くすなどの園区についての見直しも必要である。

(イ) 施設配置について

幼児数や通園距離、他の就学前施設の配置場所を十分考慮して、統廃合や再編をする幼稚園の配置を検討する必要がある。

(ウ) 通園手段に配慮

統廃合や再編により通園距離が遠くなった場合、自転車で送迎するための駐輪場の整備や、通園バスの運行等についても検討する必要がある。

(エ) 保護者や地域住民への配慮

行政としての説明責任を十分果たすために、保護者や地域住民に対して説明会を開催し、統廃合や再編の必要性や基準、スケジュール等について理解と協力を求めていくことが必要である。

③幼保一元化施設について

幼稚園児の減少、保育所ニーズの増加による待機児童の解消、多様化する保護者ニーズに対応するため、幼稚園と保育所との機能を併せ持ち、すべての子育て家庭を対象に保育や子育て支援を行う施設が求められている。

このように、すべての就学前の子どもの様々な課題を解消できるように、認定こども園（※10）などの幼保一元化施設について、将来的なビジョンとして考える必要がある。

そのためには、幼稚園・保育所相互の既存施設の有効活用も含めて、幼稚園と保育所の垣根を越えた取組みが必要であり、行政においては関係部局が連携に努めて組織的に取り組むことが必要である。

(2) 保育料等と減免制度の見直し

保育料、入園料及び減免制度については、府内各市との比較や八尾市における公立幼稚園と私立幼稚園での保護者負担の比較において格差が生じている。そのため、保護者負担の公平性の観点から均衡を欠いていることや、受益者負担の考え方からも見直しが必要である。

しかしながら、改定の内容や見直しの時期などについては、近年の厳しい経済状況や低所得者への負担を十分考慮するとともに、国の動向や府内各市の状況を踏まえて慎重に検討することが望ましい。

2 教育内容の充実についての方策

(1) 私立幼稚園、公私立保育所、小、中学校との連携について

幼稚園と保育所は制度等の違いはあるが、同じ就学前の子どもが通う施設であり、幼稚園教育要領の改訂と保育所保育指針の改定においても重なる内容が多くなっている。

このような状況を踏まえ、義務教育へ円滑に接続するために、就学前の子どもを一体として捉え、子どもの生活や発達の一貫性を重視した教育課程や保育課程を編成することで、就学前の教育・保育を充実する必要がある。また、保育所保育指針の改定により、保育所と小学校との積極的な連携も求められているため、これまで実施していた幼、小、中の連携から、公私立に関わらず、幼、保、小、中の連携に拡充することが必要である。

連携の取組みとしては、幼稚園と保育所における合同研修や職場体験などを通じ、互いの教育や保育の内容を理解し、質の高い教育と保育を充実することが必要である。さらには、青年期までを見通した教育や保育のためには、幼稚園と保育所だけでなく小・中学校も交えた合同研修や職場体験などの交流も必要である。

これらの実施にあたっては、それぞれがその必要性や重要性について、十分認識する必要がある。また、積極的に連携を推進できる仕組みづくりが不可欠であり、仕組みづくりについては行政が行うべきである。

(2) 保護者や地域との連携について

幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて広がりをもつものであることから、家庭や地域と連続性を保ちながら幼稚園生活を送れるようにする必要がある。そのためには、家庭との連携を十分に図りつつ、地域の自然や人材、行事などを積極的に活用することが重要である。

保護者との連携については、保護者ニーズの多様化や家庭環境の変化等により、連携の難しさも課題となっていることから、園児一人ひとりの家庭環境等を的確に把握しながら、各家庭の状況に応じてきめ細やかに対応する必要がある。

そのため、保護者と情報交換する機会を設けたり、保護者が幼稚園生活を実際に体験したり、園児への接し方を学んだりするなど、家庭での教育の大切さを理解するきっかけとなるような保護者支援の取組みを拡充する必要がある。

さらに、保護者間で気軽に話しができるよう交流の場を設定し、孤立感や育児ストレスの解消を図ることも必要である。

また、地域との連携については、今後も引き続き、地域の人々に連携の大切さについて理解を得ながら、園児が祭りや行事など様々な活動を通じて地域の人々と交流して触れ合うことや、地域の文化や伝統に触れるような体験をするために、さらなる連携を図ることが必要である。

さらには、保護者が積極的に地域に関わることによって、子どもが地域で様々な人と触れ合う体験につながり、地域の教育力も向上すると考えられることから、幼稚園や保育所または小学校や中学校の役割の一つとして、保護者が地域と関わることの大切さや楽しさに気づくような取組みも必要である。

これらの保護者や地域との連携を通して、子どもが成長するだけでなく、保護者や地域の大人が、「親」として子どもと共に成長することが重要である。

(3) 3歳児保育

3歳児保育については、平成6年5月に出された「八尾市幼稚園問題協議会報告書」の中で、「当分の間私立幼稚園にゆだねることとし、公立幼稚園でその必要な事態が生じたときは、行政において、私学と協議する。」との提言がされている。

八尾市では、この提言に基づき、幼児教育を公私協調、協力体制のもとで取り組んでいくという方針で、私立幼稚園にゆだねており、現在でも、私立幼稚園で対応できている状況であるため、市立幼稚園では実施していない。

市立幼稚園における3歳児保育実施については、これまでその役割を担ってきた私立幼稚園との関係を十分に考慮する必要がある。また、少子化が進む中、3歳児について望ましい集団規模の確保が難しいと予測されることや、職員配置や施設の増築など新たな財政負担が生じることなどの課題があるため、実施は困難である。今後は、就学前の子ども全体の取組みの中で研究する必要がある。

(4) 子育て支援機能の強化

生活様式の多様化や人間関係の希薄化が進む中、地域では教育力の低下が指摘されており、家庭についても、核家族化の進展も相まって、育児不安や子育ての他者依存化などの様々な問題が懸念されている。

このことから、幼稚園児の保護者だけでなく、在宅児の保護者に対しても、幼稚園の施設を開放して、幼児期の教育に関する相談に応じることや各種講座を開催するとともに、さまざまな子育て支援機関の情報を提供するなど、子育て支援を一層充実することが必要である。

さらに、市立幼稚園の中・長期的な対応として統廃合や再編を行う場合には、家庭教育支援を含めた幅広い子育て家庭への支援とともに、特別支援教育のさらなる充実など、公立の特性を生かした幼児教育の専門機関としての幼児教育センター的な役割を積極的に果たしていくことが必要である。

おわりに

これまで、当審議会は、平成21年6月4日に第1回審議会を開催し、その後、幼稚園の見学を行うとともに、10回にわたり八尾市立幼稚園のあり方について検討を重ねた。

この間、審議会では、少子化の進行や保育所ニーズの増加、幼稚園入園希望者の減少などの局面を踏まえ、市立幼稚園だけでなく、幼稚園や保育所を包括したすべての就学前の子どもたちを一体として捉え、今後の市立幼稚園のあり方について検討を行った。

子どもを取り巻く環境が変化してきている中で、八尾市に人が集まり、八尾市で子どもを育てたいと思ってもらえるような施策が必要である。そのためには、幼児教育を担う市立幼稚園は、保護者や子どもたちのために何が必要か、何をしなければならないかを十分把握して、公立ならではの特色を出す必要がある。

私立の幼稚園では財政的な保障が限定された中で常に危機感をもって運営し、絶えず変化する保護者ニーズに応えられるように変革を図るなど、経営努力が重ねられている。公立においても、厳しい財政状況の中で、多様化する保護者ニーズに応えるべく、さらに効率的・効果的運営に向けた改善に努める必要がある。

子育て支援の充実には、市内の幼稚園や保育所がそれぞれに課題を克服し、単独で、または連携して努力するとともに、互いにその良さを認め合い、補い合って、八尾市のすべての就学前児童の期待に応えることが必要であると考え

最後に、八尾市教育委員会におかれては、本答申はもとより、当審議会と並行して開催された児童福祉審議会の答申を尊重するとともに、今後の国の動きを見据え、パブリックコメントによる市民意見も参考にして、これからの幼児教育を一層充実させ、未来を担う子どもたちの健やかな成長に資するような夢のある施策を推進されることを期待するものである。

資 料

八尾市幼稚園審議会規則

平成 21 年 3 月 30 日

八尾市教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 34 年八尾市条例第 195 号)第 1 条の規定に基づき、八尾市幼稚園審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、八尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、幼稚園の教育の振興に関する重要な事項を調査審議し、意見を付して答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

学識経験者

公共的団体等の代表者

市立小学校及び中学校の校長

幼稚園長

保育所長

公募による市民

その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、会議に出席した日1日につき、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八尾市条例第166号)別表中「その他の委員」について定める額とする。ただし、第3条第2項第1号の委員については、会議に出席した日1日につき21,000円とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(関係者等の出席)

第9条 会長は、必要があるときは、審議会の議事に関係のある本市職員その他の者を会議に出席させて発言させることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

八教学指第 278 号
平成 21 年 6 月 4 日

(写)

八尾市幼稚園審議会
会 長 様

八尾市教育委員会
委員長 篠原 陽

諮 問 書

八尾市の幼稚園の振興に資するため、下記の事項について、八尾市幼稚園審議会規則
(平成 21 年八尾市教育委員会規則第 4 号) 第 2 条の規定により諮問します。

諮 問 事 項

「八尾市立幼稚園のあり方について」
効率的・効果的運営と教育内容の充実

八尾市幼稚園審議会での審議事項等について

1. 審議（諮問）事項

「八尾市立幼稚園のあり方について」

効率的・効果的運営と教育内容の充実

2. 審議内容

集団や園児数の課題について

同年齢や異年齢での集団の中で、遊びを通して様々なことを学ぶ幼稚園教育においては、学級の人数は子どもにとって重要な環境であると考えられる。しかし、幼児数の減少などにより、一部の幼稚園区を除いて園児数は全体的に減少し続けており、教育的側面からだけでなく経営面でも非効率となっているなどの課題がある。

このような課題を踏まえた市立幼稚園のあり方について、集団や園児数の視点からの検討。

私立幼稚園、公私立保育所、小・中学校との連携について

保護者の就労形態の多様化などにより、教育に対する意識やニーズが変化していることや、幼稚園教育において小学校との円滑な接続が明確化されたことなどから、幼児が健やかに育つためには、幼稚園、保育所、義務教育との連携が重要となっている。

このような状況を踏まえ、地域における関係機関の連携のあり方に基づく市立幼稚園のあり方についての検討。

保護者や地域との連携について

都市化や核家族化、情報機器の急速な普及などにより、社会のつながりが希薄化する中で、幼児の生活全体が豊かなものとなるためには、家庭生活と幼稚園生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実や、家庭や地域、幼稚園の連携による幼児期の教育が重要である。

このような中で、幼稚園の役割を担いつつ、効率的・効果的運営につながるための市立幼稚園のあり方についての検討。

八尾市幼稚園審議会委員名簿

(敬称略)

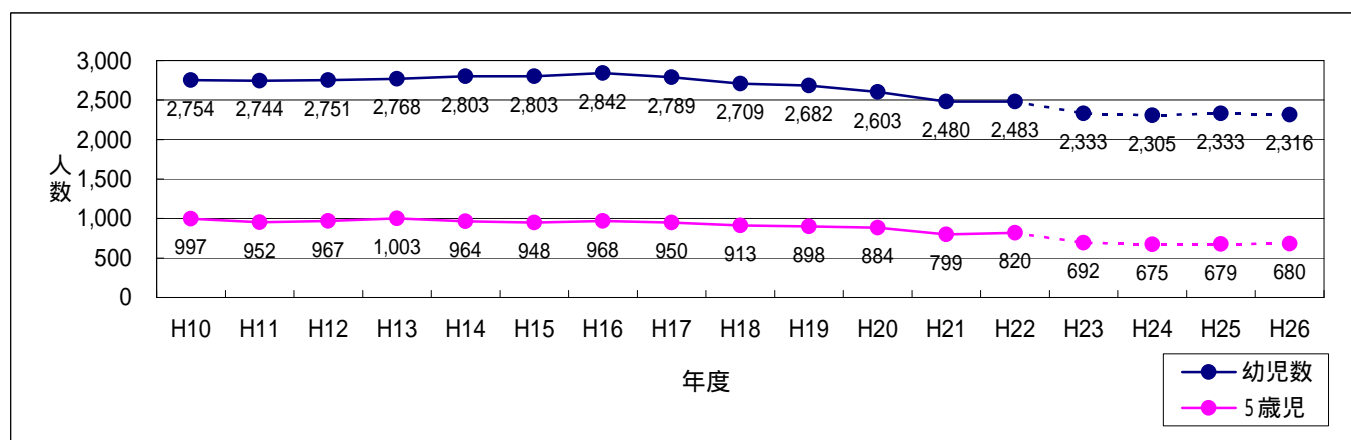
	氏 名	推薦団体・所属	備 考
学識経験者	大方 美香	大阪総合保育大学 教授	会 長
	菊野 春雄	大阪樟蔭女子大学 教授	副会長
公共的団体等	竹ノ株 宏美	八尾市地区福祉委員長連絡協議会 代表	
	福井 勇	八尾市自治振興委員会 代表	
	西川 一男	八尾市 P T A 協議会 代表	
	平野 さとみ	八尾市 P T A 協議会 代表	
市立小学校及び 中学校の校長	上村 清	八尾市小学校校長会 代表	
	南原 秀計	八尾市中学校校長会 代表	
幼稚園長	小角 尚子	八尾市私立幼稚園協会 代表	
	宮本 裕子	八尾市立幼稚園長会 代表	
保育所長	杉本 三子雄	八尾私立保育連盟 代表	
	桑原 春美	八尾市立保育所 代表	
公募による市民	柴田 知美	市民委員	
	田村 久美子	市民委員	

八尾市幼稚園審議会の検討経過

会議名	日時	検討内容等
第 1 回	平成 21 年 6 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱 ・ 会長、副会長の選任 ・ 諮問 ・ 八尾市立幼稚園の現状について
第 2 回	平成 21 年 7 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前の観点から集団のあり方について
第 3 回	平成 21 年 8 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八尾市立幼稚園における集団や園児数について
幼稚園見学	平成 21 年 9 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八尾市立久宝寺幼稚園、八尾市立龍華幼稚園、私立志紀学園幼稚園を見学
第 4 回	平成 21 年 10 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましい園児数・学級数を維持するための方策について
第 5 回	平成 21 年 11 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましい園児数・学級数を維持するための方策について
第 6 回	平成 21 年 12 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八尾市立幼稚園保育料・入園料、及び減免制度について ・ 私立幼稚園、公私立保育所、小・中学校との連携について ・ 保護者や地域との連携について
第 7 回	平成 22 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼稚園、公私立保育所、小・中学校との連携について ・ 保護者や地域との連携について ・ 答申（案）について
第 8 回	平成 22 年 2 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申（案）について
第 9 回	平成 22 年 5 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申（案）に対する市民意見について
第 10 回	平成 22 年 6 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申について

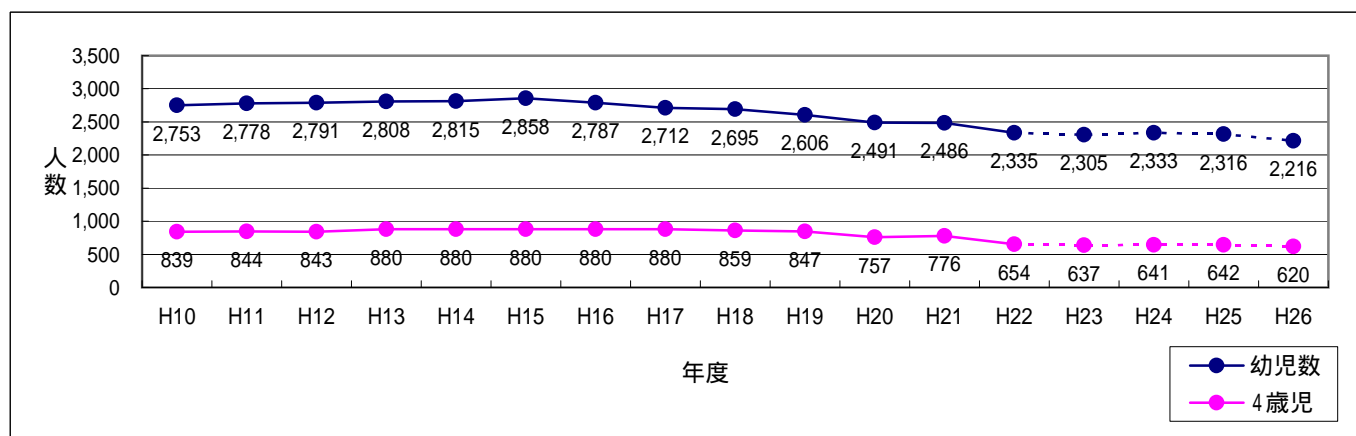
八尾市における対象幼児数と市立幼稚園園児数の推移表とグラフ(5歳児)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
幼児数	2,754	2,744	2,751	2,768	2,803	2,803	2,842	2,789	2,709	2,682	2,603	2,480	2,483	2,333	2,305	2,333	2,316
5歳児	997	952	967	1,003	964	948	968	950	913	898	884	799	820	692	675	679	680



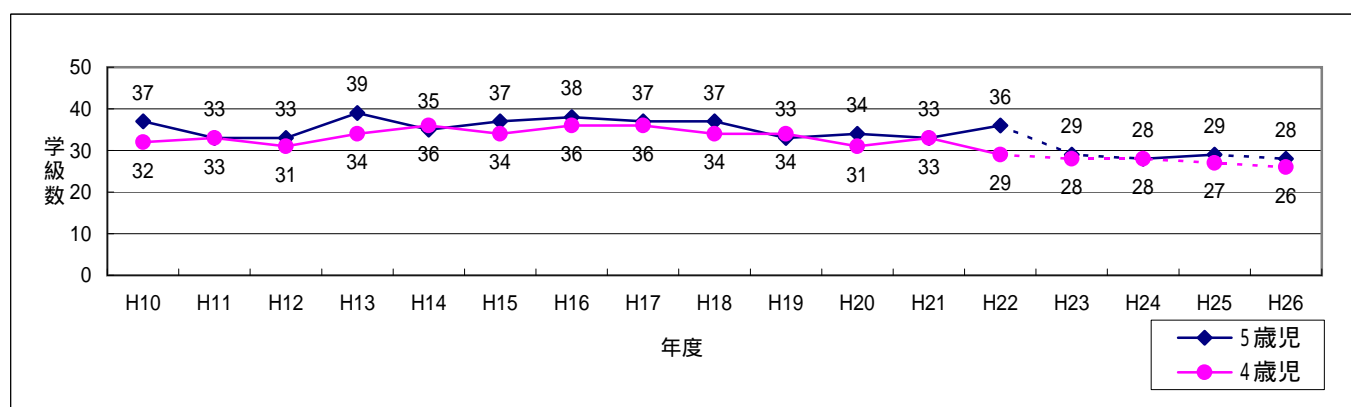
八尾市における対象幼児数と市立幼稚園園児数の推移表とグラフ(4歳児)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
幼児数	2,753	2,778	2,791	2,808	2,815	2,858	2,787	2,712	2,695	2,606	2,491	2,486	2,335	2,305	2,333	2,316	2,216
4歳児	839	844	843	880	880	880	880	880	859	847	757	776	654	637	641	642	620



八尾市立幼稚園学級数推移表とグラフ

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
5歳児	37	33	33	39	35	37	38	37	37	33	34	33	36	29	28	29	28
4歳児	32	33	31	34	36	34	36	36	34	34	31	33	29	28	28	27	26

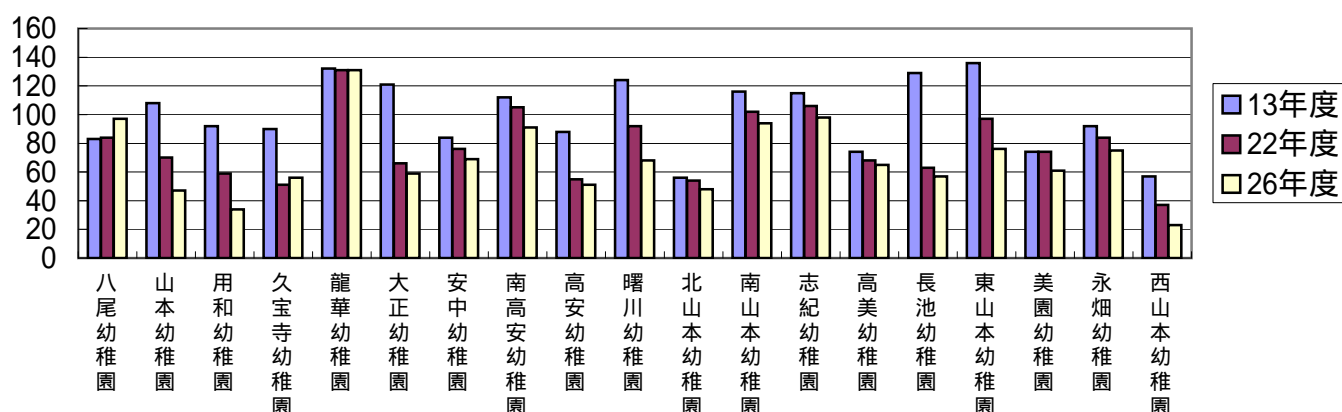


八尾市立幼稚園別 園児数・学級数の推移表

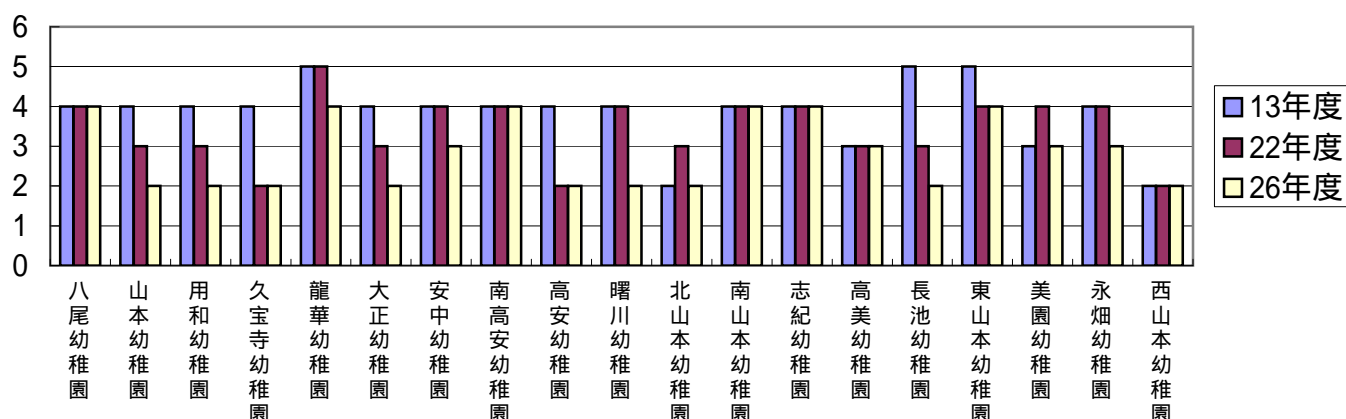
幼稚園名	平成13年度		平成22年度		平成26年度		幼稚園名	平成13年度		平成22年度		平成26年度	
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数		園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数
八尾幼稚園	83	4	84	4	97	4	北山本幼稚園	56	2	54	3	48	2
山本幼稚園	108	4	70	3	47	2	南山本幼稚園	116	4	102	4	94	4
用和幼稚園	92	4	59	3	34	2	志紀幼稚園	115	4	106	4	98	4
久宝寺幼稚園	90	4	51	2	56	2	高美幼稚園	74	3	68	3	65	3
龍華幼稚園	132	5	131	5	131	4	長池幼稚園	129	5	63	3	57	2
大正幼稚園	121	4	66	3	59	2	東山本幼稚園	136	5	97	4	76	4
安中幼稚園	84	4	76	4	69	3	美園幼稚園	74	3	74	4	61	3
南高安幼稚園	112	4	105	4	91	4	永畑幼稚園	92	4	84	4	75	3
高安幼稚園	88	4	55	2	51	2	西山本幼稚園	57	2	37	2	23	2
曙川幼稚園	124	4	92	4	68	2	合計	1883	73	1474	65	1300	54

・平成13年度はピーク時
 ・平成26年度は予測値

幼稚園別園児数推移グラフ



幼稚園別学級数推移グラフ



関係法令等

教育基本法（抜粋）

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（教員）

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

学校教育法（抜粋）

第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第三章 幼稚園

第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三條 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四條 幼稚園においては、第二十二條に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五條 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二條及び第二十三條の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六條 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第八章 特別支援教育

第八十一條 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

学校教育法施行規則（抜粋）

第三十七条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならない。

第三十八条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

幼稚園教育要領（抜粋）

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

- 1 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、

他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特徴を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。

- 2 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
- 3 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

幼稚園設置基準（抜粋）

（一学級の幼児数）

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

（学級の編制）

第四条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

用語解説

幼稚園教育要領（ 1 P 3 ）

文部科学省が示す幼稚園の教育課程の基準。平成20年3月に幼稚園教育要領が改訂され、平成21年度から実施されている。今回の改訂は、約60年ぶりに教育基本法が改正され、新たに、幼児期の教育が規定されたことなどを踏まえ、生きる力の基礎を育成すること、豊かな心と健やかな体を育成することを基本的なねらいとして行われている。

保育所保育指針（ 2 P 3 ）

保育所における保育内容や運営等について定めたもの。平成21年度に8年ぶりに改定施行され、これに伴い、ガイドラインから厚生労働大臣が定める告示となり、最低基準として位置づけられた。改定の内容として、保育所の役割、社会的責任の明確化、保育の内容、養護と教育の充実（養護と教育の視点を踏まえた保育、健康・安全及び食育の重要性等）、小学校との連携（市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料の送付）、保護者に対する支援が盛り込まれた。

消費的支出合計（ 3 P 3 ）

幼稚園経費のうち、原則として経常的に支出する人件費、教育活動費、管理費、補助活動費、所定支払金の5項目の合計額。（大阪府発行「教育調査紀要」に基づく。）

私立幼稚園就園奨励費補助金（ 4 P 4 ）

私立幼稚園の設置者が私立幼稚園に就園する幼児の保護者に行う保育料等の減免措置に対し、その保護者の所得に応じて交付される補助金である。国の制度に基づくものであり、私立幼稚園に就園する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図り、就学前教育の推進を図ることを目的としている。

私立幼稚園就園助成費補助金（ 5 P 4 ）

八尾市独自の制度として、私立幼稚園に就園する幼児の保護者の保育料等の負担を軽減するために交付される補助金であり、就園する幼児の年齢や八尾市の基準により一定額が交付される。幼稚園教育の推進を図り、公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の較差是正を図り、就学前教育の振興を図ることを目的としている。

幼保一元化施設（ 6 P 7 ）

子育て支援、少子化対策、待機児童の解消などの幼稚園や保育所が抱える諸課題に対応するため、幼稚園と保育所の特性を生かしつつ多様な教育・保育サービスを提供できる柔軟な取組みを実施する施設で、運営形態は施設により様々である。認定こども園制度において、一定の基準を満たし認定を受けたものが「認定こども園」である。

小1プロブレム（ 7 P 8 ）

定まった定義はないが、一般的には、小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動ができない、授業中に座っていられず席を立て歩き回る、私語が絶えない等の状況が継続し、学級での集団生活や授業が成立しない状況をいう。これまでは、1ヶ月程度で落ち着くと言われていたが、このようなことが継続するようになり就学前の幼児教育との関連や保護者の養育態度が注目されている。

小学校学習指導要領（ 8 P 8 ）

文部科学省が示す小学校の教育課程の基準。平成20年3月に小学校学習指導要領が改訂され、平成23年度から全面的に実施される。今回の改訂では、子どもたちに「生きる力」をはぐくむため、授業時間を増加するとともに、言語活動や理数教育、外国語教育、道徳教育などが充実されている。

幼児教育センター（ 9 P 11 ）

子育て支援のために、園内体制の整備や関係機関との連携を図りながら、保護者や地域の人に幼稚園の機能や施設を開放して、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育の中心的な役割を果たすところ。

認定こども園（ 10 P 12 ）

幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持ち、保護者が働いている・いないに関わらず就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供し、また子どもを育てているすべての家庭に対する子育て支援事業を行う施設。平成18年に成立した法律（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）により制度化されたもので、施設の設備や運営に関する都道府県の条例で定められた認定基準等を満たせば、知事から「認定こども園」の認定を受けることができる。